

命を守る 住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



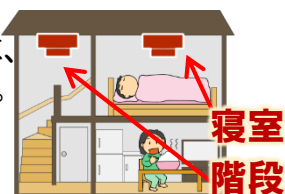
平成23年6月1日から熊本県内すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

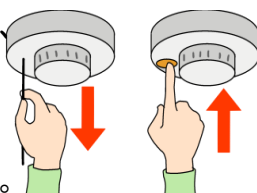
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

菊池広域連合消防本部

予防課

菊池郡菊陽町原水7-1

096-232-9334

南消防署

菊池郡菊陽町原水7-1

096-232-9331

北消防署

菊池市赤星2080

0968-25-3053

西消防署

合志市合生4107-1

096-242-1115

泉ヶ丘署

合志市豊岡2526-10

096-248-4731

後援：FDMA 消防庁
住民とともに Fire and Disaster Management Agency

熊本県